

1. 一般的留意事項

- (1) 採掘（租鉱）権に関する施業案の作成及び認可申請は、鉱業法施行規則様式第20（その1）及び本記載要領によること。
- (2) 試掘権に関する施業案の作成及び届出は、鉱業法施行規則様式第20（その2）及び本記載要領によること。
- (3) 施業案の認可申請又は届出をするときは、別紙1の様式により行なうこと。
- (4) 鉱業権設定の際に、設備設計書を提出している場合及び操業注意事項が付されている場合には、その主旨に反しないものであること。
- (5) 本記載要領中の記載事項については、該当事項のない場合はその旨明記すること。
- (6) 施業案の添付図には、葉ごとに「〇〇鉱山〇〇施業案添付図」と記載するほか、申請年月日、図面番号、図面名及び鉱業権者名又は鉱業代理人名（押印を要す）を記載すること。
- (7) 添付図は、内容が複雑かつ不明瞭とならないかぎり、数種の図面を一葉にまとめて作成してもよい。
- (8) 施業案に記載すべき事項を添付図面によって説明する場合は、当該施業案の記載事項欄にその旨を明記すること。
- (9) 他法令等による許認可事項等（認可申請又は届出時点で確定していない事項を含む。）については、その概要を参考資料として別添とすること。
- (10) 文章は口語体とし、当用漢字、現代かなづかいとすること。
- (11) 申請用紙の大きさは、A列4判、横書き左とじとすること。

2. 施業案の更新

- (1) 施業案に記載する採掘計画は10年以内の範囲にとどめ、当該期間の満了前に変更認可を受け、常に施業案に合致した施業の内容で操業するよう留意すること。
- (2) 施業案の変更認可申請又は変更の届出をするときは、別紙2の様式により行なうこと。
- (3) 認可申請中の施業案に補充又は訂正を行なうときは、別紙3の様式により行なうこと。

(別紙1)

平成 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

鉱業（租鉱）権者（又は鉱業代理人）

住所

氏名又は名称 印

施業案の認可申請（届出）について

鉱業権の登録番号

〔（注）鉱業権が二以上あるときは、すべての鉱業権の登録番号を記載するもの
とし、代表する鉱業権の登録番号を最初に記載すること。〕

上記の鉱業権について、施業案の認可を受けたいので、別紙のとおり申請します。（上記の鉱業権について、別紙のとおり届出します。）

(別紙2)

平成 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

鉱業（租鉱）権者（又は鉱業代理人）

住所

氏名又は名称 印

変更施業案の認可申請（届出）について

鉱業権の登録番号

〔（注）鉱業権が二以上あるときは、すべての鉱業権の登録番号を記載するもの
とし、代表する鉱業権の登録番号を最初に記載すること。〕

上記の鉱業権について、施業案の全部（一部）の変更の認可を受けたいので、
採掘（租鉱）権に関する変更施業案に変更理由書を添付して、別紙のとおり申
請します。（上記の鉱業権について、試掘権に関する施業案の全部（一部）の変
更施業案に変更理由書を添付して、別紙のとおり届出します。）

(別紙3)

平成 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

鉱業（租鉱）権者（又は鉱業代理人）

住所

氏名又は名称 印

施業案の補充（訂正）について

鉱業権の登録番号

〔（注）鉱業権が二以上あるときは、すべての鉱業権の登録番号を記載するもの
とし、代表する鉱業権の登録番号を最初に記載すること。〕

平成 年 月 日付け認可申請中の上記鉱業権に係る施業案について、
別紙のとおり補充（訂正）します。

（注）補充（訂正）の指示があった場合も、この様式によること。

施業案記載要領

規則様式の項目	記載事項	記載上の留意事項
採掘（租鉱）権に関する ○○ 施業案 住所 採掘（租鉱）権者氏名又は名称 印	例 採掘（租鉱）権者 代表者 ○○市○○町○○番地 甲野一郎 ○○市○○町○○番地 乙野太郎 鉱業代理人 ○○市○○町○○番地 丙野次郎	○ 「○○施業案」の「○○」には、次の名称を施業案の内容に応じて付すこと（新規の施業案については記載することを要しない。）。 「変更」既に認可を受けた施業案を変更する施業案に付する。 「変更（追加）」既に認可を受けた施業案に新たな内容を追加する施業案に付する。 「合併」二つ以上の鉱区を合併して操業する施業案に付する。 「変更合併」 「変更（追加）合併」上記を組み合わせた施業案に付する。 ○ 鉱業原簿に登録した住所、氏名を記載すること。 ○ 鉱業権者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記載すること。 ○ 共同鉱業権の場合は、代表鉱業権者が申請人となり共同鉱業権者全員の氏名、住所を併記すること。 ○ 鉱業代理人が申請する場合は、鉱業権者名を併記すること。 ○ 申請人が法人の場合は代表者印、共同鉱業権の場合は代表鉱業権者印、鉱業代理人の場合は鉱業代理人印をそれぞれ押印すること。 ○ 1項を記載する場合、下表により2項、4項を併記してもよい。
1. 鉱区（租鉱区）の所在地及び面積	鉱区所在地 ○○県○○郡○○村字○○ 面積 アール	

規則様式の項目	記載事項	記載上の留意事項			
		所在地	面積	登録番号	目的とする鉱物の名称
2. 採掘（租鉱）権の登録番号	〇〇県採（租）登録〇〇号 （租鉱権の場合は、設定されている採掘権の登録番号及び鉱業権者名を下段に併記し（ ）で囲むこと。）	○ 鉱区許可図写しを添付すること。 ○ 管内での同一名称はさけること。 ○ 「〇〇鉱業所」、「△△事業所」等としないで「〇〇鉱山」とすること。			
3. 鉱山の名称	〇〇鉱山（ふりがなをつける）				
4. 目的とする鉱物の名称	① 全登録鉱種名 ② 稼行対象鉱種名	○ 地質図を添付すること ○ 鉱床図を添付すること（地質図、鉱床図を合わせて地質鉱床図としてもよい。）			
5. 探鉱又は採鉱に関する事項					
（1）地質の状態	鉱区（租鉱区）内及びその周辺の ① 地形及び表土の状況 ② 地質時代、地質構造（断層しゅう曲等） ③ 鉱床賦存状況（鉱床タイプと構成鉱物）、母岩の状況等 ④ 地すべり地帯、断層及び破碎帯等の多い地形、並びに風水害等により、山腹崩壊等の既往履歴のある地域については、その旨及び特に問題があるときは、地表物件等との関係を明確に記載すること。				
（2）主要な鉱床の位置、走向、傾斜及	① 位置、名称、型態 ② 走向、傾斜				

規則様式の項目	記載事項	記載上の留意事項
び厚さ	③ 鉱床の規模（走向延長、傾斜延長、厚さ） ④ 鉱量及び平均品位 ⑤ 上下盤、鉱石の名称及び性状	○ 鉱量は、原則として日本工業規格（JISM1001, M-1003）に基づいて算定し、記載すること。 ○ 重複鉱区がある場合は、異種鉱物の鉱床との関係について記載すること。 ○ 鉱床が多数あるときは、一覧表にし、その末尾に稼行、未稼行、休業の別を記載すること。 ○ 合併施業の場合は、主体鉱区のみならず合併施業鉱区についても、探鉱計画の概要について記載すること。 ○ 探鉱計画図を添付すること。（探掘計画図に記載してもよい。）。
(3) 探鉱の方法	① 探鉱計画 探鉱の目的、方法、計画範囲、時期等についての概要 ② 実施方法 イ 地質調査（物理探鉱又は化学探鉱等） ロ 試錐探鉱 ハ 坑道探鉱 の別にその目的、計画範囲、作業方法等 ③ 主要機械設備 使用目的別総能力	○ 主要機械設備については、原則として最大稼働能力を記載し、できれば常時稼働能力をも記載すること。 ○ 設備が多数あるときは、一覧表にしてもよい。 ○ 当該鉱区において既に採掘が行なわれているときはその状況を併記すること。 ○ 探掘計画図（平面図、断面図）を添付すること。 ○ 探掘規格図（平面図、断面図）を添付すること。
(4) 採鉱の方法	① 採掘準備 イ 開坑坑口の位置、開坑方式（水平、斜坑、又は立坑の別）坑道加背、掘進方法（延長、保坑方法） ロ 採掘準備坑道の展開計画 ハ 露天掘の場合は剥土方法及び処理並びに重機道建設方法	

規則様式の項目	記載事項	記載上の留意事項
(5) 一年間における粗鉱の採掘予定量及び予定平均品位 (6) 採掘を行うための資金計画 (7) 採掘を行うための体制 6. 運搬に関する事項	② 採鉱の方法 主要切羽の設定箇所採掘予定範囲、採鉱の方法（露天掘の場合は採掘法及び切羽の傾斜、高さ、幅等） ③ 火薬類の使用計画 予定種類、使用予定量／月 ④ 採掘跡の処理方法 イ 充填、無充填の別及び充填方法並びに充填材料 ロ 露天掘の場合の残壁の傾斜、崩壊、落石等の防止方法 ⑤ 主要機械設備 使用目的別総能力 ① 正常操業時に達した場合の粗鉱採掘予定量、平均品位 ① 事業に必要なとなる設備資金、運転資金を含めた創業資金の運用計画 ① 鉱業の実施に当たる主たる技術者の組織・体制 ① 運搬の方法 切羽、坑内及び坑外における人員並びに鉱石、ずり、資材、捨石、廃泥、鉱さい及び沈殿物の運搬の	○ 露天掘の場合は、切羽の傾斜、高さ、幅及びベンチの仕様を記載すること。 ○ 露天採掘跡については、崩壊、落石の十分な防止措置について記載する（(1) ④の場合には、特にその対策を記載すること。）ほか、周囲の環境等から必要があれば植生等の緑化対策についても検討すること。 ○ 主要機械設備については、第5項(3) ③に同じ。 ○ 二以上の坑口又は地域から出鉱する場合は、原則として坑口別又は地域別内訳を記載すること。 ○ 鉱業権設定後の事業を行うための資金計画を記載すること。 ○ 鉱害が生じた場合の資金計画についても記載すること。 ○ 「主たる技術者」とは、組織・体制上一定の責任を有する技術者又は監督権限を有する技術者をいう。 ○ 事業の一部について外注する場合は、当該請負先における主たる技術者の組織・体制を記載すること。 ○ 運搬系統図を添付すること

規則様式の項目	記載事項	記載上の留意事項
7. 選鉱及び製錬に関する事項 (1) 選鉱及び製錬の方法	方法 ② 生産物の輸送方法 鉄道、トラック、索道等の別 ③ 主要機械設備 使用目的別総能力 ① 選鉱 イ 選鉱の方法 粗鉱受入から精鉱貯鉱槽に至る選鉱工程（選鉱法、各系統別の元鉱及び精鉱数量、品位、実収率、選鉱用水量、選鉱剤） ② 製錬 イ 製錬の方法 原料の受入から製品となるまでの製錬工程（製錬法、各系統別の元鉱及び製品の数量、品位、実収率、製錬用水量） ③ 主要選鉱、製錬設備工程別総能力 （注）砕鉱場、か焼場、乾燥場については、上記に準ずる。	○ 主要機械設備については第5項（3）③に同じ。 ○ 選鉱系統図を添付すること。 ○ 選鉱場設備配置図を添付すること。 ○ 製錬系統図を添付すること。 ○ 製錬所設備配置図を添付すること。 ○ 表土、捨石等を同一権者が選別、破碎等する場合はその方法、主要設備について併記すること。 ○ 原料を買鉱する場合は、主要買入先、自山鉱使用率製品トン当たり副原料使用量などについてもできる限り記載すること。 ○ 主要設備については、例えば破碎、磨鉱、浮選等工程別に、原則として最大稼働能力を記載するとともにできれば常時稼働能力についても記載すること。なお必要あれば、一覧表にまとめてもよい。 ○ 販売の対象となる生産物のすべて（選鉱を行わない場合の粗鉱直送分及び製錬所における二次加工
(2) 一年間における鉱産物の産出予定量及	① 正常操業時に産出される精鉱（選鉱）及び製品（製錬）の種類別産出予定量、並びにその予定平均品位	

規則様式の項目	記載事項	記載上の留意事項
び予定平均品位 8. 操業上の危害予防に関する事項 (1) 通気及び排水に関する事項 (2) 作業の安全、その他人に対する危害の予防に関する事項	① 通気 イ 自然通気、機械通気の別（主要通気系統） ロ 通気方式（中央式、対偶式の別、並びに主要入排気坑の位置及び名称） ハ 局部扇風機採用の有無 ニ 高温対策、有害ガス対策 ホ 主要設備の設置場所、及び能力 ② 排水 イ 自然排水、機械排水の別 ロ 排水方式（中段ポンプ座、バック、排水坑の有無及び排水系統） ハ 最大湧水量（実績又は見込み）、常時湧水量（単位：m³/分） ニ 異常出水対策（旧坑対策、水脈対策、停電時対策） ホ 主要設備の設置場所、及び能力 ① 落ばん、崩壊、飛石、浮石、転石、つい落等の災害防止の基本的対策 ② 採掘、運搬、索道、電気工作物等の機械施設にかかる危害の防止の基本的対策 ③ 粉じん、有害ガス、毒劇物、放射線等による危害	製品等についても参考のため記載する。）について、その数量及び品位を記載すること。 ○ 本項は操業上の危害防止に関する基本的な事項を記載するものであり、鉱山保安法上の認可又は届出事項（施設の詳細等）についての記載は不要である。 ○ 機械通気の場合には通気系統図を添付すること。 ○ 最大稼働能力を記載するとともに、予備設備がある場合は併記すること。 ○ 排水系統図を添付すること。 ○ ①に同じ。

規則様式の項目	記載事項	記載上の留意事項
(3) 坑外又は坑内の施設の保安に関する事項 (4) 鉱害の防止のための施設に関する事項	の防止の基本的対策 ④ 火薬類の取扱い及び発破による危害の防止の基本的対策 ⑤ 旧坑、旧採掘跡、断層、水脈等に接近する場合の危害防止の基本的対策。 ⑥ 鉱山労働者以外の人に対する危害の防止の基本的対策（露天掘の場合は発破による飛石粉じん、騒音、振動等の防止対策を含む。） ⑦ 休閉山する場合の危険物の処理方法 毒劇物、火薬類危険物等の適正処理方法 ① 主要施設の保全対策の概要 イ 露天採掘切羽及び坑道等の崩壊、防止対策並びに土砂の流出防止対策 ロ 坑内外の機械、施設の保全対策 ハ 火災防止対策 ニ 積雪地帯においては積雪、なだれに対する施設の保全対策 ② 上記のほか、鉱山の施設の損壊により他に被害を及ぼすおそれのある施設の保全の方法 ③ 休閉山時における施設の保全対策 坑口、採掘跡、坑廃水の処理施設の保全方法	○ 火薬庫を設ける場合は、火薬類取締法による認可を受けた際には届け出ること。なお、火薬類取扱所については、その概要について記載すること。 ○ 火薬庫を設けない場合は、購入、保管、受払の方法等について記載すること。 ○ この項に関する鉱山保安法上の認可又は届出事項に関連する施設については、その概要を記載すること。

規則様式の項目	記載事項	記載上の留意事項
イ 鉱物置場及び捨石鉱さいのたい積場の位置及び構造	① 鉱物置場の位置、構造、容量 ② 捨石、選鉱廃泥、鉱さい、坑廃水処理沈殿物のたい積場の位置、構造、容量、年間たい積量、耐用年数 ③ 捨石、鉱さい等のたい積場（旧たい積場を含む。）ごとの崩壊防止、流出防止及び滲透水対策 ④ たい積場及び鉱石置場の管理保全方法 常時、応急時及び休閉山時における管理保全方法 ⑤ 周辺の状況 土地の利用状況、人家等物件の有無、位置	○ たい積場位置図を添付すること（鉱山概況図に併記してもよい。）。 ○ たい積場構造図を添付すること。
ロ 坑水、廃水、鉱煙等の処理施設に関する事項	① 坑水、廃水の処理 イ 坑水、廃水の処理前の水量、水質 ロ 処理方法、処理施設（位置、構造、能力等） ハ 処理後の水量、水質及び放水系路 ニ 周辺部の状況（河川の状況、利水の状況、土地の利用状況等） ホ 露天掘における湧水 処理方法 ヘ 処理施設の管理方法 常時、応急時及び休閉山時における管理保全方法 ② 鉱煙の処理 イ 処理前の鉱煙に含まれる SO ₂ 等の有害物質及びばいじんの濃度 ロ 処理方法、処理施設（位置、構造、能力等） ハ 処理後の濃度及び排煙量 ニ 処理施設	○ 坑廃水処理施設を設けない場合は、その理由を記載すること。 ○ 坑廃水処理系統図を添付すること。

規則様式の項目	記載事項	記載上の留意事項
ハ その他	常時、応急時における管理保全方法 ホ 周辺部の状況 風向き、地形、地目、人家の状況 ③ 騒音対策 イ 騒音発生施設と周辺部の状況 ロ 防止方法、防止設備（位置、構造、能力等） ④ 粉じん対策 イ 粉じん発生施設と周辺部の状況 ロ 防止方法、防止施設（位置、構造、能力等） ① 鉱業法第 64 条に該当する物件又はこれに準ずる物件並びにその他の権益の状況とその調整、被害防止対策 ② 露天掘の場合、鉱業用地の占有権原（所有権、借地権別）の範囲 ③ 交通公害対策	○ 該当物件がある場合には、鉱山概況図及び採掘計画図に位置、名称を図示すること。（例 自然公園、文化財等） ○ 管理者の承諾書がある場合には、その写しを添付すること。 ○ 他の法令による許認可をうけた場合には、そのことについて記載すること。 ○ ②については、鉱業実施地付近のほか、専用道路、索道、集鉱場等を含む。 ○ ③については、協定等がある場合には、その内容相手側等を含む。
9. 重複鉱区又は隣接鉱区の鉱業権者との操業の調整に関する事項（鉱業権者が同一である場合を含む。）	① 重複鉱区の状況 鉱区の有無、操業箇所との関係、調整方法等 ② 隣接鉱区の状況 鉱区の有無、調整の方法等	○ 操業計画区域に重複、隣接する鉱区の登録番号、設定年月日、鉱種名、稼行状況等を記載すること。 ○ 重複隣接鉱区域状況図を添付すること（その状況が簡明な場合は、鉱区位置図等に併記してもよい。）。 ○ 承諾書、協定書等がある場合は、その写しを添付すること。

規則様式の項目	記載事項	記載上の留意事項
	参考事項として次の各項を記載し末尾に添付する。 イ 法人の場合、資本金 ロ 最近における決算状況 ハ 鉱山従業員（坑内、坑外別、常用、臨時、請負の別） ニ 鉱山組織表 ホ その他参考となる事項	○ 調整を要しない場合は、その理由を記載すること。

施業案添付図

添付図の名称	記載事項	備考
(1) 鉱区位置図 (2) 鉱区図 (写し) (3) 地質図、鉱床図 (平面図、断面図) (4) 鉱山概況図 (兼鉱山施設配置図)	① 5 万分の 1 の地形図に鉱区及び主要坑口を記入し、道路を朱記する。 ① 鉱区許可図 (写し) に主要坑口を記入する。 ① 縮尺は任意、鉱区図 (写し) と兼用してもよい。 鉱区全域及び周辺にわたり、地質状況を記入するが、不明の場合は、施業予定箇所のみでもよい。 ② 地層別色分け、探鉱、採掘予定区域を図示し、露头 (鉱床名を付す。)、鉱徴地、断層、しゅう曲等を記入する。 ③ 鉱区境界線及び鉱区登録番号 ① 原則として、千分の 1 ～ 5 千分の 1 の実測図を使用する。 ② 坑口 (主要坑口、休廃止坑口の別) を記入し、坑口名を付する。 ③ 事務所、選鉱場、コンプレッサー室、鉱石置場、捨石、鉱さいたい積場、火薬庫 (取扱所、受渡所を含む。)、軌道、索道、排水路、坑廃水処理施設、鉱煙粉じん処理施設、沈殿池等の坑外施設を記入する。 ④ 付近の道路 (国、県市町村の別)、建物、河川その他鉱業法第 64 条物件を記入する。 ⑤ 露天掘の場合、鉱業用地の占有権原 (所有権借地権別) の範囲を記入する。	○ 国土地理院発行の地形図を利用すること。なお都市計画図等がある場合には、それを参考とすること。 ○ 道路は、山元事務所から最寄駅 (港)、又は都道府県道までの経路を朱記すること。 ○ 鉱区許可図写しは、地形表示の鉱区については測点相互間及び基点と測点間の方位、距離を数値表示の鉱区については頂点の座標値及び最寄りの三角点を明確にして、添付すること。 ○ 重複鉱区がある場合は、その重複状況を明確にするため、自鉱区と色分けして、鉱区位置図等にその鉱区線を記載すること。

添付図の名称	記載事項	備考
(5) 探鉱、採掘計画図 (平面図、断面図)	① 原則として千分の1の実測図を使用する。 ② 探鉱予定範囲、探鉱計画坑道、試錐位置を明記する。 ③ 採掘予定範囲、採掘計画坑道、切羽設定箇所を明記する。 ④ 既設坑口、開設予定坑口の名称を付し、記入する。 (人道、排気、運搬の各坑口)。 ⑤ 採掘予定範囲に関連する旧坑道及び採掘跡を明記する。 ⑥ 巻上機、ポンプ、ファン、ベルトコンベア等の施設の設置位置は記号をもって示し、凡例を付する。 ⑦ 鉱区境界線及び鉱区番号を記入する。 ⑧ 鉱業法第64条の対象物件を記入する。	○ 探鉱のみを施業目的とする場合は、探鉱計画図とし、探鉱も施業目的とする場合は、探鉱、採掘計画図とすること。 ○ 探鉱、採掘の計画が広範囲にわたるときで、一葉の図面に記入できない場合は、図面を分けて記入してよい。 ○ 断面図は、原則として、縦断、横断の二面図を添付し、平面図に断面線を記入すること。
(6) 採掘規格図 (平面図、断面図)	① 採用採掘法の標準規格を図示する (縮尺任意)。 ② 切羽の進行方向、さく孔の方向 (矢印で示す)、採掘順序を記入する。	○ 異なる採掘法を採用する場合は、それぞれの規格図を添付すること。
(7) 運搬系統図	① 鉱石、捨石、人員、資材等の別に経路 (設備) を色別で図示する (使用坑道名を明記する。)	
(8) 通気系統図	① 入気、排気の各経路を色別で図示する。	
(9) 排水系統図	① 排水系統ごとに排水経路を図示する。 ② 排水坑道、ポンプ座、位置、排水量等を付記する。	
(10) 選鉱系統図	① 選鉱系統ごとに選鉱機能力、台数等を記入する。	
(11) 坑廃水処理系統図	① 処理施設、沈殿池、分級、乾燥施設等について記載する。	
(12) 製錬系統図	① 製錬の工程順序に従い、処理内容、処理経路を記入する。	

添付図の名称	記載事項	備考
(13) 選鉱場設備配置図	② 鉱煙、ばいじん誘導処理系統についても記載する。 ① 選鉱場の建物、主要施設の名称、配置状況を明示する。	○ 選鉱、廃泥沈殿池、輸送経路等を明示すること。
(14) 製錬所設備配置図	② 用排水の経路を図示する。 ① 製錬所の建物、施設、道路、港湾、鉱さいたい積場等を記入し、主要施設の名称、配置を明示する。	○ 原料、製品の置場も明示すること
(15) たい積場位置図	② 用排水、排煙の経路を図示する。 ① 地形、地目（山林、畑等の利用状況）、河川水路、道路、建物等、周辺の状況を記載する。	
(16) たい積場構造図 (平面図、断面図)	① 捨石、選鉱廃泥、鉱さい、坑廃水処理沈殿物等のたい積場の構造（かん止堤、山腹水路、暗きょ、流水止め、最終たい積形状等）を図示する。 (注意事項) 1. 添付図には、一般的留意事項に記載のとおり表題を記入の上、図番、縮尺、方位を付記すること。 2 各図面に使用する記号は、JIS, M0101（鉱山記号）によること。 3 添付図の目次は、申請書（別添様式）に必ず付記すること。	○ たい積場ごとに構造図を添付すること。

施業案の変更認可申請を要する事項

規則様式の項目	施業案変更認可申請を要する変更事項	取扱い上の留意点
採掘権者氏名又は名称 1. 鉱区の所在地及び面積 2. 採掘権の登録番号 3. 鉱山の名称 4. 目的とする鉱物の名称 5. 探鉱又は採鉱に関する事項 （3）探鉱の方法 （4）採鉱の方法 （5）一年間における粗鉱の採掘予定量及び予定平均品位 （6）採掘を行うための資金計画 （7）採掘を行うための体制 6. 運搬に関する事項 7. 選鉱及び製錬に関する事項 （1）選鉱及び製錬の方法	① 稼行対象鉱物の変更 ① 探鉱予定区域の変更 ② 探鉱の方法の変更 ① 採鉱予定区域の変更 ② 採鉱の方法の変更（軽微な変更を除く。） ① 一年間の粗鉱採掘予定量の著しい変更 ① 採掘計画に影響を及ぼすような資金計画の変更 ① 技術者の組織・体制に影響を及ぼすような主たる技術者の変更 ① 運搬方法の変更（軽微な変更を除く。） ② 運搬能力の著しい変更 ① 選鉱、製錬の方法の変更 ② 選鉱、製錬場の位置の変更	採掘権者の氏名又は名称の表示を変更した場合には届出をすること。 鉱区の所在地及び面積並びに採掘権の登録番号に変更があった場合には届出をすること。 鉱山の名称を変更した場合には、届出をすること。 鉱業法第67条の鉱種名の変更を含む。 ○ 採鉱の方法には採掘跡の処理方法を含む。 ○ 軽微な変更に該当するか否かは、採掘法、採掘切羽設定箇所、採掘規格、使用機械等を考慮して決定すること。 （以下同じ） ○ 著しい変更とは、20%以上の能力増減の場合をいう。

規則様式の項目	施業案変更認可申請を要する変更事項	施業案変更認可申請を要する変更事項
(2) 一年間における鉱産物の産出予定量及び予定平均品位 8. 操業上の危害予防に関する事項 (1) 通気及び排水に関する事項 (2) 作業の安全その他人に対する危害の予防に関する事項 (3) 坑外又は坑内の施設の保全に関する事項 (4) 鉱害の防止のための施設に関する事項 イ 鉱物の置場及び捨石、鉱さいのたい積場の位置及び構造 ロ 坑水、廃水、鉱煙等の処理施設に関する事項	③ 選鉱、製錬の能力の著しい変更 ① 主要鉱産物産出予定量の著しい変更 ① 通気系統、通気方法の変更（軽微な変更を除く。） ② 排水系統、排水方法の変更（軽微な変更を除く。） ① 危害予防措置の変更 ② 火薬類取扱所の新設、増設、位置の変更 ① 施設の保全措置の変更 ① たい積場の新設、増設 ② たい積場の構造の変更 ③ たい積場のたい積能力の著しい変更 ① 坑水、廃水、鉱煙、粉じん、有害ガス、騒音等処理施設の変更（軽微な変更を除く。） ② 坑水、廃水、鉱煙、粉じん、有害ガス、騒音等処理方法の変更（軽微な変更を除く）	○ 火薬庫を設ける場合は、火薬類取締法による認可を受けた際その旨届け出ること。